

財務省告示第五百二十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十三項の規定に
基づき、平成十五年七月十日に発行した個人向け
国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月二十二日

財務大臣 塩川 正十郎

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
|----------------------------|--|---|--------------------------|---------|---|-----------|-------------|------------|---|
| 名称及び記 号 | 発行の根拠 法律及びそ の条項 | 振替法の適 用等 | 発行額 | 最低額面金 | 振替単位 | 発行日 | 発行価格 | 初期利率の | 第二期以後 |
| 個人向け利付国庫債券（変動・ 十年）（第三回） | 国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。 | 額面金額で二千八百二億二千二 百八十一万円 | 一 万円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 | 平成十五年七月十日 | 額面金額百円につき百円 | 年〇・〇五パーセント | 年当たり、各利払期における利 子計算期間開始日前行われた 、発行から償還までの期間が九 |

十一 初期利子

年五か月超の十年利付国債の直
近における割当額入札（当該開
始日の属する月に行われた入札
を除く。）の結果に基づき算出
された複利回りから、〇・八
〇パーセントを控除した率。た
だし、控除した率が〇・〇五パ
ーセントを下回るときは、その
率は〇・〇五パーセントとする
。

十二 第二期以後の利子

毎年七月十日及び一月十日を支
払期とし、各支払期において、
その日以前六月間に属する利子
として、次の算式により算出し
た金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十号に規定する第二期
以後の利子の適用利率

$$\frac{\text{額面金額} \times 1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 償還期限

平成二十五年七月十日

十四 償還金額

額面金額百円につき百円

十五 払込期日

平成十五年七月十日

十六 払込場所

日本銀行の本店又は支店

十七 中途換金

中途換金の買取りは、平成十六

の取扱い

年七月十日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} \cdot \text{償還日及びその日の前日までの経過利子に相当する金額}}{\text{償還日及びその日の前日までの経過利子に相当する金額}}$$

十八

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者が死亡したときは、その相続人は平成十六年七月十日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じた金額とする。

(一) 平成十六年一月十日から平成十六年七月十日前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} \cdot (\text{初期利子に相当する金額} + \text{経過利子に相当する金額})}{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額}}$$

(二) 平成十六年一月十日前の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額}}{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額}}$$

十九

元利金支払場所

日本銀行